

令和5年度平戸市農業委員会第4回総会議事録

■開催日時：令和5年7月28日（金）9時30分～10時30分

■開催場所：平戸市役所 3階 大会議室 ABC

■農業委員：19人中17人出席 欠席委員：7番、12番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中17人出席 欠席委員：9番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 下川事務局長 浅田事務局次長、寺田班長

植野主任主事 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告 第4号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届の取下げについて

議案 第18号 農地法第3条の規定による許可を要する農地の買受適格証明願について

議案 第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第21号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第22号 農地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>ただいまから、「令和5年度平戸市農業委員会総会第4回」を開会いたします。</p> <p>総会の開会にあたり、川村会長がご挨拶致します。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>皆様、改めまして、おはようございます。</p> <p>気温が高い中、農作業には十分注意して作業を行ってください。</p> <p>本日は、報告1件、議案5件を提案しておりますので、慎重なるご審議をお願いして、開会の挨拶といたします。</p>
事務局	<p>本日は、議席番号7番、12番の農業委員から欠席の届出がっております。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>推進委員では、9番委員から欠席する旨の報告がっております。</p> <p>それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、川村会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名</p> <p>それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号、6番委員、8番委員、書記に事務局次長を指名いたします。以上で日程3を終わります。</p>
会長	<p>■日程4 会務報告</p> <p>次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の1ページをお開きください。</p> <p>7月の会務報告をいたします。(7月会務報告を報告)</p> <p>8月の会務予定を申し上げます。(8月会務予定を報告)</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは、8月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。</p> <p>8月の総会を令和5年8月29日(火曜日)午後1時30分からとし、</p>

会 長	場所は、平戸市役所 3 階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会 長	異議がありませんので、8 月の総会を令和 5 年 8 月 29 日（火曜日）午後 1 時 30 分からとし、場所は、平戸市役所 3 階大会議室において、開催いたします。
会 長	<p>■日程 5 議事</p> <p>次に、日程 5、議事に入ります。</p> <p>《報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用届の取下げについて》</p>
会 長	報告第 4 号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書の 2 ページ、3 ページをご覧ください。</p> <p>3 ページについて説明いたします。</p> <p>報告第 4 号、農地法第 5 条第 1 項第 8 号の規定による転用届の取下げについて、整理番号 1 番、貸人借人については、記載のとおりで、申請農地は、明の川内町字平戸道 589 番 1 の一部、現況地目は畑で、地積は 4 m²です。取下げの理由は、携帯電話基地局を建てる計画でしたが、西海国立公園内であることが判明し、建設に向けて協議を進めておりましたが、最終的に建設は不可能であると判断したためによるものです。</p> <p>（スライドにより圃場の位置等について説明。）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会 長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「意見なし。」
会 長	意見が無いようですので、報告第 4 号を終わります。
会 長	<p>《議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願について》</p> <p>次に、議案第 18 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 4 ページ、5 ページをご覧ください。</p> <p>5 ページについて説明いたします。</p> <p>議案第 18 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願について説明いたします。今回、1 件っております。</p>

事務局	<p>番号1番、出願人は記載のとおりで、申請農地については、田平町荻田免字中野ノ辻1449番3、地目は田で、地積29㎡、農地の進入路を確保するため、8月4日の公売によるものです。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第18号について、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>《議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について》</p>	
会長	<p>次に、議案第19号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の6ページ、7ページをご覧ください。 7ページについて説明いたします。 議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回、2件あっております。 整理番号1番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町荻田免字中野ノ辻1480番、1482番、計2筆で、地目は畑で、合計地積1,092㎡、農業経営規模拡大のための所有権移転(売買)となります。 整理番号2番、申請人は、記載のとおりで、申請農地は、春日町字呼崎74番1外6筆で、地目は畑・田で、合計地積は3,162㎡、農業経営規模拡大のための所有権移転(売買)となります。 (整理番号1から2について、スライドにより位置、現況写真等について説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p>

会 長	議案第 19 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会 長	異議なしと認め、議案第 19 号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
会 長	次に、議案第 20 号の議題に入ります。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に基づき、「議席番号 1 番委員」の退席を求めます。
1 番委員	「退席」
会 長	それでは、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 8 ページ、9 ページをご覧ください。 8 ページについて説明いたします。 議案第 20 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回、1 件あっております。 申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町山内免字百合野 215 番 1、224 番、計 2 筆、地目は畑で、合計地積が 1,604 m ² 、農地種別は第 3 種で、特別養護老人ホームの新築移転するものです。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで、現地に立ち会われました関係委員の補足説明をお願いいたします。
13 番委員	「補足説明。」
会 長	ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし。」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 20 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし。」
会 長	異議なしと認め、議案第 20 号について、原案のとおり決定いたします。

会 長	それでは、「1 番委員」の入場を認めます。
1 番委員	「入場」
	《議案第 21 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するかどうかの判断について》
会 長	次に、議案第 21 号の議題に入ります。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に関係しますので、まずは、議事参与の制限以外の分、議案中「番号 39 番」を除いた分について、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 10 ページから 12 ページをご覧ください。 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するかどうかの判断について説明します。農業委員会が農地利用状況調査で B 分類農地として判断した分についての非農地であります。(番号 1 番から 38 番について、スライドにより位置や現状、農地判定などを説明。) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし。」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 21 号中「番号 39 番」を除いた分について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし。」
会 長	異議なしと認め、議案第 21 号中「番号 39 番」を除いた分について、原案のとおり決定いたします。
会 長	次に、同議案中「番号 39 番」を議題とします。 この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に基づき「議席番号 11 番委員」の退席を求めます。
11 番委員	「退席」
会 長	それでは、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 12 ページをご覧ください。 番号 39 番について説明いたします。 (スライドにより位置や現状、農地判定などを説明) 以上で説明を終わります。

会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし。」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。
	同議案中「番号 39 番」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会 長	異議なしと認め、同議案中「番号 39 番」について、原案のとおり決定いたします。
会 長	それでは、「11 番委員」の入場を認めます。
11 番委員	「入場」
	《議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について》
会 長	次に、議案第 22 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書 13 ページから 17 ページをご覧ください。 議案第 22 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について、ご説明します。 令和 5 年 4 月 1 日より農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律が一部改正されております。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、平戸市から農用地利用集積・配分に係る情報提供があったことから、農地中間管理機構に対し、促進計画の策定を要請するものです。 項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた賃貸借権（借受・転貸一体型）の設定になります。 整理番号 1 番、農地中間管理機構に賃貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて賃貸借権の設定等を受ける者は、記載のとおりとなっております。 権利対象の土地は、田平町古梶免字抜ノ平 412 番 1、現況地目は田で、面積が 1,686 m ² 、権利の内容については、記載のとおりです。 整理番号 2 番につきましては、ご一読をお願いします。 合計 2 件、筆数 3 筆、合計面積 5,487 m ² となります。 続きまして、項目 2 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた賃貸借権（転貸のみ）の設定になります。 整理番号 3 番、利用権を設定するの者及び利用権の設定を受ける者

事務局	<p>については、記載のとおりとなっております。</p> <p>権利を設定する土地は、大島村大根坂字長恵ノ上 497 番外 1 筆、現況地目は畑で、合計面積が 3,070 m²、設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>合計 1 件、筆数 2 筆、合計面積 3,070 m²となります。</p> <p>議案書の 16 ページ、17 ページをご覧ください。</p> <p>項目 3 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借権の設定（転貸のみ）になります。</p> <p>整理番号 4 番、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>権利を設定する土地は、大石脇町字三軒谷 482 番外 13 筆、現況地目は田で、合計面積が 18,451 m²、設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 5 番から 7 番につきましては、ご一読をお願いします。</p> <p>合計 4 件、筆数 26 筆、合計面積 31,584 m²となります</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 22 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 22 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
会長	<p>■日程 6 閉会</p> <p>以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、令和 5 年度平戸市農業委員会第 4 回総会を閉会いたします。</p>

閉会時刻：10時30分

議 長

印

議事録署名人

6番委員

印

8番委員

印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
北 部	16	岡 村 勝 彦
	6	前 原 正 行
	10	寺 田 俊 雄
	7	神 田 孝 夫
	18	榊 屋 可 恵
中 部	14	本 山 勝 茂
	2	前 川 一 夫
	8	濱 崎 保 久
南 部	12	青 崎 日 出 男
	9	山 口 隆 徳
	17	末 永 定 之
生 月	11	谷 本 雅 嗣
	19	川 村 政 幸
	15	蜜 山 隆 満
田 平	3	松 本 一 郎
	1	川 尻 修 治
	13	大 山 荒 助
大 島	4	藤 沢 和 正
	5	松 山 浩 幸